

令和6年度ジェネリック医薬品差額通知の概要について

1 令和6年度差額通知実施市町

県内全19市町

各市町の通知対象者数（見込）は、（別紙1）参照。

2 令和6年度差額通知実施概要

平成23年11月22日付け平23医務保険第739号「ジェネリック医薬品差額通知の共同導入について」（別紙2）及び、平成31年（2019年）2月27日付け平30医務保険第957号「ジェネリック医薬品差額通知に係る条件の拡大について」（別紙3）に基づいて実施する。

（1）データの抽出条件

ア レセプトの抽出時期及び種類

令和6年8月及び12月診療分の医科入院外レセプトと調剤レセプトのみを通知対象とする。

イ 対象医薬品

（別紙3）「通知対象医薬品（薬効分類）一覧」中で「対象」欄に○印を付した薬効分類に属する医薬品のみを通知対象とする。

ウ 薬の投与期間

処方数量が28日分以上の場合のみ通知対象とする。

エ 通知する金額

被保険者一人（＝通知書1通）につき200円以上の差額が生じる場合のみ通知対象とする。

オ 公費負担の有無

公費負担番号が設定されているレセプトは通知対象としない。

カ その他

再審査対象、突合審査対象、第三者求償対象などレセプト調整の登録があるものや通知書作成時に既に資格喪失しているものは、通知対象としない。

前回の差額通知の実施において差額通知を送付した者は、今回の差額通知対象者から除く。

（2）差額通知書の様式

（別紙4）「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のとおり。

（3）同封物

（別紙5）「ジェネリック医薬品リーフレット（希望カード付き）」を同封する。

（4）送付予定日及び送付回数

令和6年11月8日（金）、令和7年3月7日（金）の2回送付予定。